

経営課題や新事業展開について相談したい！

(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部

経営者の様々な課題や悩みに応じた多様な支援メニューで、中小企業の成長を応援します。

経営相談

経営に関するご相談に、各分野の経験豊富な専門家がご希望の方法でお応えします。(無料・回数制限なし)

①窓口相談 (対面相談/オンライン相談)

常設の相談窓口を設置しており、専門家アドバイスを無料でご利用いただけます。(予約制)

受付TEL 011-210-7471 月~金 13:00~17:00 1回あたり1時間程度

②メール経営相談 (電子メール相談)

24時間、いつでも、どこからでも専用のWebフォームに相談内容を入力・送信いただけます。

相談受付日の翌日から、原則3営業日以内にメールで回答いたします。

専用WebフォームURL:https://www.smrj.go.jp/contact/keieisoudan_1st/index.php

③AIを活用した自動応答 (AIチャットボット) による相談

AIチャットボットと、専門家 (中小企業診断士) とのチャットを組み合わせた、オンラインの経営

相談サービス「E-SODAN (<https://bizsapo.smrj.go.jp/>)」により24時間365日、無料で相談対応。

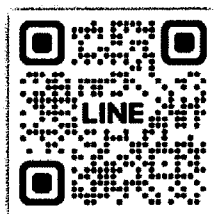
Webサイトの他、スマートフォンの方はLINEからもご利用いただけます。

※専門家とのチャットサービスは、平日10:00~17:00に相談対応 (こちらも無料)

④LINEの活用

LINEアプリ「起業ライダーマモル」により24時間365日、無料で相談対応。「友だち追加」から、ご利用ください。

「E-SODAN」LINE友だち追加はこちらから



友だち登録をお待ちしています



※PC版LINEではメニューが表示されませんので、モバイル版をご利用ください。

「起業ライダーマモル」LINE友だち追加はこちらから



ハンズオン支援事業/専門家の長期派遣支援

マーケティング企画の見直し、業務のシステム化など特定の経営課題から、全社的・グループ経営の視点による経営戦略再構築のような高度なテーマ、また広域展開、グローバル化など、中小企業の方々が抱える様々な経営課題の解決に向けて、多様な支援テーマを提案、最適な専門家を派遣して、課題解決のサポートを実施します。

①専門家継続派遣事業

経営・技術・財務・法律などの専門家を一定期間継続して派遣し、中小企業の課題解決への取り組みに対して適切なアドバイスを行い、目標の達成を支援します。支援期間は数か月~10か月程度 (20回程度)、費用は専門家一人当たり17,500円/日 (税込)

②戦略的CIO育成支援事業

ITを活用した課題解決やIT導入の検討、実際のIT導入・運用などに対してアドバイスを行い、企業内のIT人材 (CIO) 候補者の育成を支援します。

長期型 (CIO-A型)、短期型 (CIO-B型) の支援をご用意し、企業のIT導入段階に応じて対応します。

支援期間は長期型は数か月~10か月程度 (20回程度)、短期型は4か月程度 (8回程度)、費用は共通で専門家一人当たり17,500円/日 (税込)

③経営実務支援事業

経営・技術・マーケティング等の実務的な課題解決に向けて、大手企業等での実務経験豊富なアドバイザーを派遣し、特定の課題解決に必要な実務的な知識・ノウハウ面でアドバイスを行います。派遣期間は5か月以内、最大10回以内、費用は専門家一人当たり8,400円/日 (税込)

④販路開拓コーディネート事業

首都圏・近畿圏へのテストマーケティングにより、新市場開拓の土台構築をサポートし、販路開拓力の向上をサポートします。想定市場（首都圏・近畿圏）の企業への訪問・ヒアリングによるテストマーケティングを行う前段の支援として、マーケティング企画（商品の特徴・コンセプト・提案用途の明確化、市場の絞込み、プレゼンテーション資料作成等）をサポートします。支援期間は4か月程度（8回程度）、費用は8,400円/日（税込）

※なお、本事業は、取引先の斡旋や販売先の紹介を行うものではありませんのでご了承ください。

簡易診断事業/専門家の短期無料派遣支援

⑤事業再構築 相談・助言

事業再構築を実施するにあたっての課題解決に向け、専門家を最大3回派遣する無料支援です。

事業再構築を実施する前の事前課題整理や、採択・交付決定後の具体的な進め方へのお悩みについてアドバイスを行います。

※事業再構築補助金の申請その他手続きのアドバイスは行いません。

⑥生産工程スマート化診断

専門家が訪問し、ロボット(自動化)・IoT・デジタル技術の導入をサポートする全3回の無料支援です。

経営者・現場責任者から伺ったお悩み事について、実際に生産現場の調査を行います。

※本事業は設備投資をご検討中の方向けの事業です。

⑦カーボンニュートラル推進支援

自社のCO2排出量算出から課題抽出、削減対応の検討まで、最大3回アドバイスする無料支援です。

既に排出量算定までされている企業については、より具体的な削減対応の検討についてアドバイスを行います。

⑧SDGs 経営簡易診断

SDGs経営に取り組む道筋を知る全3回の無料診断です。

専門家との面談を通し、SDGsの関わり方の理解、現在の課題の抽出、関連付け等を行いSDGs経営推進に向けたアドバイスを行います。

⑨IT経営簡易診断

専門家との3回の面談を通して経営課題・業務課題を全体最適の視点から整理、見える化し、IT活用可能性を無料で提案します。

地域の課題を解決するビジネスで創業したい！

地域課題解決型起業支援事業

デジタル技術を活用し、地域課題の解決を目的として新たに起業する方に対して、起業に必要な経費の一部を補助するほか、事業立ち上げ等に関する伴走支援を行います。

補助の内容

起業支援金

対象事業：デジタル技術を活用し、地域課題の解決に資する社会的事業

※社会的事業の例
地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買物弱者支援など

補助率：1/2

補助額：最大200万円

伴走支援

採択者に対し、事業の実現と経営に必要なノウハウ習得のための伴走支援を実施します。

補助対象者

事業を営んでいない個人であって、令和5年4月1日から執行機関が定める補助事業の実施期間完了日までに個人開業又は中小企業者である株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合若しくは特定非営利活動法人の設立を行う者

その他

申請について

起業支援金の申請については、本事業の執行機関に行ってください。

公募時期について

本事業の執行機関が別途公表します。

採択について

申請された事業計画を審査し、採択者を決定いたします。

※執行機関及び詳細が決まりましたら、道の下記ホームページに情報を掲載いたします。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/index.html>

北海道経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係 TEL 011-204-5331

経営課題を相談したい！

(公財)北海道中小企業総合支援センター

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、専門スタッフが創業から事業化、経営革新まで、様々な経営課題に応えるためのワンストップサービスを行っています！

支援内容、対象となる方

創業者や中小企業者等の様々な相談に応じるため、相談窓口を開設しています。

区分	相談内容	開設日	相談料
経営相談窓口	中小企業診断士等のスタッフが、創業や経営、事業承継に関する様々な相談に応えるほか、相談内容により、各種支援制度について適切なアドバイスをします。	月～金曜日 9:00～17:30	無料
インターネット経営相談	インターネットにより、企業経営に関する相談を随時受け付けています。(夜間及び土・日、祝日は翌営業日以降の対応となります。)	随 時	無料
北海道よろず支援拠点	チーフコーディネーター及び各専門分野のスタッフが、創業や販路拡大、経営改善等に関する様々な相談に応じ、課題解決に向けて継続した支援を行います。	札幌本部 月～金曜日 9:00～17:30 地域拠点 毎週火曜日 9:00～17:30	無料
取引に関する相談 「下請かけこみ寺」	下請かけこみ寺相談員が、取引上の悩みや裁判外紛争解決手続(ADR)による調停手続に関する相談等に対応します。	毎週火～金曜日 9:00～17:30	無料
特許に関する相談	「INPIT北海道知財総合支援窓口」((一社)北海道発明協会)の窓口支援担当者が特許・実用新案・意匠・商標等に関する相談に対応します。	毎週月、火曜日 ※火曜は要予約 13:00～16:00	無料
金融に関する相談	北海道信用保証協会の職員が、金融に関する相談に対応します。	毎月第1木曜日 10:00～16:00	無料
会社法等に関する相談	司法書士会所属の司法書士が、会社法に関する相談、会社登記・契約書の作成等に関する相談に対応します。	毎月第2木曜日 13:00～16:00	無料

専門家派遣事業

中小企業者等が抱える様々な経営課題に対し、当センターの「人材情報データベース」に登録された主に道内の経験豊富な専門家を派遣し、その解決を図る指導助言を行います。年間3回まで無料で派遣します。

申込方法	・センター本部・支部へ事前に相談の上、専門家派遣要請書を提出していただきます。
支援事例	①業務の効率化に向けた社内ネットワーク構築の指導・助言 ②ターゲットの絞り込みと集客力向上に向けた宿泊業の事業戦略の指導・助言 ③専門家・試験研究機関との連携による理美容機器開発の技術指導・助言
費用負担	・派遣に要する費用は無料

ご利用方法

・助言の内容や日程などの関係により希望に添えない場合がありますので、まずは下記まで、お気軽にお問い合わせください。
・また、(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、上記の相談・アドバイスのほか各種支援事業、情報提供を行っています。

(公財)北海道中小企業総合支援センター TEL 011-232-2001(代表)
道南支部：TEL 0138-86-6695 十勝支部：TEL 0155-67-4515
釧根支部：TEL 0154-64-5563 道北支部：TEL 0166-68-2750
日胆支部：TEL 0143-47-6410 オホーツク支部：TEL 0157-31-1123

経営課題の解決に専門家の派遣を受けたい！

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(専門家派遣事業)

中小企業・小規模事業者の様々な経営課題を解決するため、1社あたり年度内5回までの専門家派遣による支援を実施します！（初回無料、2回目以降は一部事業者負担）

対象となる事業者

中小企業者、中小企業団体、及び起業を目指す者。
※社会福祉法人、財団法人、社団法人、医療法人(医師・歯科医師等)、学校法人、宗教法人、任意団体、有限責任事業組合(LLP)、第三セクター等は対象外となります。

主な支援内容

中小企業・小規模事業者からの経営相談を受けた地域の支援機関(※)が、相談対応した際に当該支援機関では解決が困難な経営課題について、それぞれの課題に対応した専門家を派遣します。

(※)道内の商工会、商工会議所、北海道中小企業団体中央会、(公財)北海道中小企業総合支援センター、北海道信用保証協会、金融機関、北海道よろず支援拠点

ご利用方法

【注意事項】

ご利用される際には「中小企業119」ホームページをご確認ください。 (<https://chusho119.go.jp/>)

1. 支援機関へ経営相談を行う
経営課題を抱えている事業者は、支援機関にご相談下さい。
まずは支援機関が相談対応を行います。
2. 支援機関で解決が困難な場合、支援機関から専門家に支援を依頼する
支援機関が相談対応を行う中で、専門分野の知見が必要な経営相談に対して、中小企業119に登録されている専門家に派遣依頼の申請をします。
3. 支援機関から派遣日程の調整を行う
支援を実施する専門家が決まったら、支援機関から事業者及び専門家へ支援日程調整の連絡をします。
4. 支援終了後、支援実績を支援機関へメール連絡
専門家による支援が終了したら、担当した支援機関まで支援を受けた実績等をメールでご連絡ください。

お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部 中小企業課 Tel. 011-709-2311 (内線2576)

経営課題を専門家に相談したい！

北海道よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題の解決に向けたサポートを無料で行います。
中小企業診断士や税理士、弁護士など豊富な支援実績を有する専門人材を配置のうえ、創業から売上拡大、経営改善、海外展開など、幅広い分野に関するさめ細やかな支援を行っています。
(URL : <https://yorozu-hokkaido.go.jp/>)

対象となる事業者

中小企業・小規模事業者等

相談可能な専門家

中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士、ITコーディネータ、その他実務経験豊富なコンサルタント(野菜ソムリエ上級プロ、新商品開発、営業、デザインなど)

相談窓口所在地

○札幌本部 (平日 9:00~17:00)

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル9階 (公財) 北海道中小企業総合支援センター内
TEL 011-232-2407 E-mail soudan@hsc.or.jp

○地域拠点 (毎週火曜日 9:00~17:00)

- ・道北支部 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内 TEL 0166-68-2750
- ・日胆支部 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内 TEL 0143-47-6410
- ・道南支部 函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST内 TEL 0138-86-6695
- ・オホーツク支部 北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内 TEL 0157-31-1123
- ・釧根支部 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内 TEL 0154-64-5563
- ・十勝支部 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内 TEL 0155-67-4515

※相談窓口にお越しになれない場合、オンライン相談も可能です。お気軽にご連絡下さい。

ベンチャー企業に投資したい！

エンジェル税制

ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）の利用などの相談について受け付けます！

エンジェル税制とは

一定の要件を満たしたベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して、所得税の優遇を行う制度です。

投資した年に受けられる優遇措置

以下の措置のいずれかを選択できます。

- ・優遇措置A: (ベンチャー企業への投資額-2,000円)を、その年の総所得金額から控除
※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方。
- ・優遇措置B: ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除
※控除対象となる投資額の上限なし。
- ・起業特例: 企業設立時の自己資金による出資額全額を、設立の年の株式譲渡益から控除
※控除対象となる投資額の上限なし(非課税となるのは20億円の出資までで、それを超える分は課税繰延)
- ・プレシード・シード特例: ベンチャー企業への投資額全額を、その年の株式譲渡益から控除
※優遇措置Bの要件に加え、営業損益や試験研究費への出資金額比率などの要件を満たす場合に適用できる。
※控除対象となる投資額の上限なし。(非課税となるのは20億円の出資までで、それを超える分は課税繰延)

未上場ベンチャー企業株式を売却した年に受けられる優遇措置（売却損失が発生した場合）

未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)ができます。

北海道経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係 Tel. 011-204-5331
URL : https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/angel_tax.html

ビジネス・インキュベータに入居したい！

(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部

大学からビジネスが生まれる！新たな技術・アイデアをカタチに。

支援内容

北大ビジネス・スプリング（北海道大学連携型起業家育成施設）では、新たな事業の創出・育成を目的に、北海道大学等との連携のもと、中小機構、北海道、札幌市、地元経済界等が一体となり、地域の大学・研究機関等が有する知的資源等を有効に活用しながら、起業をはじめ、実用化、マーケティング、販路拡大等あらゆる局面において、入居者のビジネス展開を強力にサポートします。

具体的な支援内容

◆入居対象者

大学等の研究成果の活用または大学との連携により新たな事業展開を図ろうとする個人、中小企業等

◆充実した施設

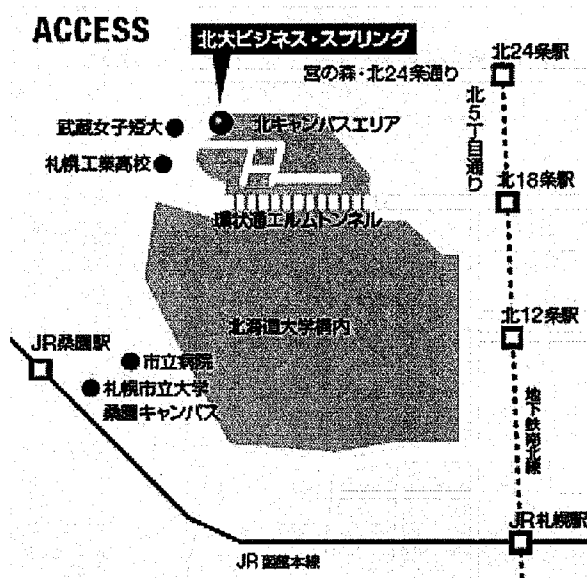
居室は「研究室(ウェットラボ)仕様」、2タイプ(25㎡・50㎡)の全31室。24時間365日利用可能。施設内には、共用会議室や商談室、リフレッシュコーナー等も完備(無料)。このほか、駐車場や少量危険物貯蔵倉庫も有り(有料、利用要件あり)。

◆賃料及び入居期間

賃料は、3,000円/㎡・月(共益費込・消費税別)。地元自治体(北海道及び札幌市)による賃料補助制度有り。(最大で1,300円/㎡・月の補助を受けることができます。(一定要件あり。なお、居室の使用形態や入居年数により補助金額が異なります))。入居期間は、最大5年間(審査により再契約も可能)。

◆専門の「インキュベーション・マネージャー」(IM)による支援

施設には、入居者が直面する様々な課題に対して適切なアドバイス等を行う「インキュベーション・マネージャー」(IM)が複数名常駐しており、入居者とともに、課題を解決していきます。



(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部 北大ビジネス・スプリング IM室

所在地： 札幌市北区北21条西12丁目2 (北海道大学 北キャンパス内)

TEL : 011-728-8686

URL : <https://www.smrj.go.jp/incubation/ho-bis/index.html>

スタートアップ・起業・新規事業に関心がある！

スタートアップ創出・集積促進事業

道内発のスタートアップの創出や集積を図るため、起業家育成・伴走支援・誘致・定着の促進などに取り組みます。

事業内容（予定）

- ・令和5年6月1日よりスタートアップ推進室を新設し、スタートアップからの相談等をワンストップで行っています。
- ・また、今年度中に、下記のプログラムの開催を予定しています。
起業家育成塾（BASIC）・アイデア創出プログラム（IDEA）・事業開発支援（ADVANCED）の3つのプログラムは下記のサイトに詳細内容が記載されてますので、ご覧ください。

■北海道スタートアップスタジオ

<https://hokkaido-startup-studio.jp/>



プログラム	対象	内容	開催場所
起業家育成塾 (BASIC)	起業に興味・関心のある道内高校生、大学生等	ゼロから起業に至る一連の流れを体験し、将来のキャリア選択肢に、起業家という道を広げるためのオンライン起業塾。	オンライン
アイデア創出プログラム (IDEA)	起業や新規事業開発に興味・関心のある道内社会人等	経験豊富な講師・メンターのサポートを受けて、2日間の短期間で、尖った事業アイデアをゼロから創出する。	・旭川市 ・函館市 ・小樽市 ・釧路市
事業開発支援プログラム (ADVANCED)	道内で事業化を志す起業希望者や起業初期の方	約5ヶ月間の個別メンタリングを受けながら、試作品開発・検証等を経て、事業開発を行う。 (※プログラム参加者には、試作品開発費最大50万円／社支援)	オンライン ※ただしメンターと最低2回は直接面会
オープンイノベーションプログラム	道内外の起業初期のスタートアップ	道内の自治体や事業者との協業により、課題解決の実証実験を支援。実証によりスタートアップの商品・サービスが課題解決に繋がることが検証され、その後も継続的に道内で事業展開できることを目指す。 (※プログラム参加者には、実証経費最大50万円／社支援)	オンライン ※ただし最低2回は実証現場に訪問

・いずれのプログラムも参加費は無料ですが、参加者多数の場合、選考がある場合があります。

経済部 スタートアップ推進室 TEL 011-204-5336

URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sus/startup.html>

運転資金や設備資金を借りたい！

中小企業総合振興資金貸付金

下記の融資対象となる方に運転資金や設備資金の融資を行います！

ご利用方法

- ・ 資金の借入を希望する方は、地元の商工会議所又は商工会に“融資あっせん”の申し込みをしてください。
※ 中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。
※ (公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。
- ・ 詳細につきましては、お問い合わせのうえご確認ください。
- ・ URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.html>

資金名	貸付区分	融資対象
ライフステージ 対応資金	創業貸付	① 事業を営んでいない個人であって、1か月(6か月※)以内に新たに事業を開始するあるいは2か月(6か月※)以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ※()内は、認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する場合 ② 中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ③ 事業を営んでない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、事業を営んでない個人が事業を開始した日以降5年を経過しないものが創業者となり、新たに会社(中小企業者に限る)を設立し法人成りしたものであって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの ④ 信用保証協会の「スタートアップ創出促進保証」の対象となるもの
	ステップアップ貸付	事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営効率化や人手不足対策などを図ろうとする計画(ステップアップ計画)を推進しようとする中小企業者等
	政策サポート	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等 対象分野～「食」「国際」「環境・エネルギー」「ものづくり」「商業」及び「事業活性化(経営革新、雇用、生産性、IT活用、表彰)」
	ゼロカーボン	ゼロカーボン北海道の実現に関し、「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録した中小企業者又は、北海道地球温暖化防止対策条例に基づく特定事業者である中小企業者等
	観光・企業立地	① 道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行うもの ② 道内において工場、事業所等の施設の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者(対象業種：製造業、自然科学研究所(成長産業分野に関連する業種に限る。)、高度物流関連事業(成長産業分野に関連する業種に限る。)、データセンター、IT産業、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業(供給業・製造業))
	事業承継貸付	① 現に事業を営んでいる中小企業者等で事業承継を行うもの又は事業継続が困難になった事業者等から事業を引き継ぐ中小企業者等 ② 信用保証協会の「事業承継特別保証」の対象となる中小企業者等(事業承継を行う予定又は行った中小企業者等で、同保証対象者として規定される財務要件等を満たすもの)
企業体質強化貸付	①【資本性ローン協調】株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等 ② 信用保証協会の「事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)」の対象となる中小企業者等(各種再生支援機関による支援やガイドラインを受け策定した再生計画に基づき事業再生に取り組む中小企業者等)	
経済環境変化 対応資金	経営環境変化対応貸付	経済環境の変化により、一時的に売上又は利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等
	原料等高騰	① 原料等高騰の影響により売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ② 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入するもの
	認定企業(伴走支援型)	信用保証協会の「伴走支援型特別保証」の対象となる中小企業者等(中小企業信用保険法第2条第5項4号及び第2条第5項5号の規定に基づく「特定中小企業者」又は「伴走支援型特別保証」に定める売上高等減少要件を満たしており、かつ経営行動計画書を策定したもの)
	認定企業(従来型)	① 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの ② 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	災害復旧	① 災害の影響により、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの ② 地震、大火、風水害又は冷害等により被害を受けた中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	コロナ克服サポート貸付	北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証」の対象となる中小企業者等(コロナ克服に向けた取組を行う中小企業者等)
一般経営資金	防災・減災貸付	① 事業継続計画(BCP)を策定し、災害等にあらかじめ備える取組を行う中小企業者等 ② 中小企業等経営強化法に基づく国の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る防災に資する施設等の整備を行う中小企業者等
	耐震改修対策	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(要緊急安全確認大規模建築物)」を所有する
	一般貸付	中小企業者等
一般経営資金	小規模企業貸付	小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の中小企業者等)
	小口	信用保証協会の「小口零細企業保証」の対象となる小規模企業者(小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が2,000万円未満であるもの)

資金名／貸付区分	融資条件					
	資金用途	融資金額	融資期間	融資利率(年率)		信用保証
				固定金利	変動金利	
創業貸付	事業資金	3,500万円以内	10年以内 (うち据置2年以内※融資対象④については1年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	必須
ステップアップ貸付	事業資金	8,000万円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%	1.3% (3年超に限る)	任意
	政策サポート	1億円以内		3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	
	ゼロカーボン			事業資金		
観光・企業立地	事業資金 (企業立地は設備資金のみ)	8億円以内 うち運転資金 2億円以内	運転資金 10年以内 設備資金 観光:20年以内 企業立地:15年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 20年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	
事業承継貸付	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	① 任意 ② 必須
企業体質強化貸付	事業資金	①4億円以内 ②1億円以内	15年以内 (うち据置5年以内)	金融機関所定の利率		必須
経営環境変化 対応貸付	事業資金	5,000万円以内	10年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	任意
	原料等高騰	事業資金	1億円以内 (うち据置2年以内)	5年以内 1.0% 10年以内 1.2%	1.0% (3年超に限る)	必須
	認定企業 (伴走支援型)	事業資金	1億円以内 (2億円の内数) (うち据置5年以内)			
	認定企業 (従来型)	事業資金	2億円以内 (うち据置3年以内)			
	災害復旧	事業資金	運転資金			
5,000万円以内 設備資金 8,000万円以内						
コロナ克服サポート 貸付	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)			
防災・減災貸付	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	任意
	耐震改修対策	設備資金	20年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.0% 5年以内 1.2% 7年以内 1.4% 20年以内 1.6%	1.0% (3年超に限る)	
一般貸付	事業資金	8,000万円以内 協同組合 2億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9% 10年以内 2.1%	1.5% (3年超に限る)	任意
小規模企業貸付	事業資金	5,000万円以内	運転資金:7年以内 設備資金:10年以内 (うち据置1年以内) ※1短期(1年以内)の利用可 (短期の場合、一括償還可)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%	1.3% (3年超に限る)	必須
	小口	事業資金				

※1 融資期間については、「小規模企業貸付」を除き、1年を超えた長期資金とする

問い合わせ先：北海道経済部地域経済局中小企業課 金融係 Tel. 011-204-5346
各総合振興局・振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所